

令和7年
10月
から

宜野湾市こども医療費助成制度が 変わります！！

窓口無料（現物給付）の対象年齢を 高校生年代 まで 拡大します！



令和7年10月1日より、高校生年代（18歳に達した日以降の最初の3月31日まで）についても健康保険証と一緒に受給資格者証（ピンク色）を医療機関へ提示することで、原則として自己負担なしで受診ができます。ただし、健康保険の適用を受ける診療分に限りです。

令和7年
10月から

対象年齢	助成方法	通院費・入院費
0歳～ 中学校卒業	現物給付	全額助成 （保険適用額） ※高額療養費・付加 給付・入院時の食事 療養費は除く。



対象年齢	助成方法	通院費・入院費
0歳～ 高校生年代 （18歳に達した日以 降の最初の3月31日 まで）	現物給付	全額助成 （保険適用額） ※高額療養費・付加 給付・入院時の食事 療養費は除く。

宜野湾市こども医療費助成制度

現物給付 とは？

宜野湾市が医療機関へ自己負担分を支払うため、原則、窓口での支払いがありません。

●医療機関へ健康保険証とあわせて受給資格者証を提示することにより、原則として自己負担分を支払うことなく受診ができます。（保険診療分に限り）



受給資格者

現物給付



医療機関



医療費



宜野湾市

●現物給付に対応していない医療機関の場合は、自己負担分を医療機関窓口で支払い、後日、自動償還での助成またはこども家庭課窓口での申請による助成となります。

お問い合わせ先

宜野湾市役所（こども医療費助成担当）TEL893-4641

以下は助成対象外です

※ピンク色のカードは利用できません

保険適用外の費用

医療機関で支払いした健診・予防接種・初診料・文章料・薬の容器料・入院時の食事療養費・室料等は助成対象外です。



高額療養費・付加給付金

健康保険から「高額療養費」や「付加給付金」が支給された場合は、その受診分に対する助成金を返還いただきます。

- ▶ 健康保険より対象児童分の高額療養費、付加給付金の申請案内を受けた際はこども医療助成担当へ報告下さい。
- ▶ 医療費が高額の際は、内容確認のため文書照会やお電話をいたします。

学校等の管理下のけが

保育園・幼稚園・学童・小学校・中学校・高校(部活動含む)でケガをした場合は、原則として「学校保険」が優先となり「こども医療費助成の対象外」です。



以下の場合には手続きが必要です

医療費が高額なとき

外来受診・入院・手術・まとめてお薬をもらうなど、保険適用の自己負担額が高くなる際には必ず「限度額適用区分」を医療機関へ提示ください。

(提示がない場合は、助成できません。)

- ▶ 「限度額適用認定証」の発行は保険証の発行機関へ相談、またはマイナ保険証で確認下さい。

ご注意

助成の対象となるひと月のご利用金額は、世帯の「限度額適用区分」までです。それを超えた金額のご利用が判明した場合は返還の対象です。

領収書の提出が必要なとき

以下の場合、こども家庭課窓口へ領収書を提出し、払い戻しが受けられます。(領収書の内容で対象外となる場合もあります。)

- ▶ 受給資格者証の未提示
- ▶ こども医療費助成制度に対応していない医療機関を受診した場合
- ▶ 県外で医療機関を受診した場合

ご注意

領収書は、診療月の翌月から2年以内に提出して下さい。

《変更届・再交付申請》

次の事があった場合はオンライン申請、又はこども家庭課まで届出して下さい。

- ▶ 各手続きによって提出書類が異なります。事前に確認下さい。

- ① 健康保険の変更
- ② 振込先や口座名義の変更
- ③ 受給資格者証の紛失等で再発行をしたい場合

※住所・氏名の変更についてはオンライン申請不可。(窓口にて届出)

オンライン申請は、下記より「宜野湾市ホームページ こども医療費助成について」を確認ください。



【ここでオンライン申請可(変更・再交付)】



《高校生年代の新規申請を行われた方へ》

申請時点から加入保険等に変更があった場合は、10月1日以降に届出が必要です。



《母子及び父子家庭等医療費助成制度を利用している高校生年代の方について》

受給資格者証がミドリ色からこども医療費助成のピンク色に変わるため、手続きが必要です。